

# 水防法等における避難確保計画 の作成等の義務について

名古屋市防災危機管理局 防災企画課

# 内 容

- I .なぜ避難確保計画が必要なのか（スライド 3～）
- II .ハザードを把握するには（スライド 6～）
- III .避難確保計画 作成・提出方法（スライド 7～）
- IV .避難情報を把握するには（スライド 9～）

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

## 避難確保計画とは??

- 災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画



(国土交通省HPより)

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法の改正により、避難確保計画、訓練実施報告の作成、報告が義務化されました。

事 項	水防法、土砂災害防止法 (洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害)				津波防災地域づくり法 (津波)	
	H25	H27	H29	R3	R1	R2
避難確保計画の 作成・報告	努力義務	努力義務	義 務	義 務	—	義 務
避難確保計画の 公表	—	—	—	—	—	義 務
訓練の実施	努力義務	努力義務	義 務	義 務	—	義 務
訓練の報告	—	—	—	義 務	—	義 務

# I. なぜ避難確保計画が必要なのか

## 計画の作成などが必要な施設



- 水害の浸水想定区域内の施設
- 土砂災害（特別）警戒区域内の施設
- 津波災害警戒区域内の施設

名古屋市 避難確保計画 **検索**



「要配慮者利用施設一覧表」に作成対象施設が掲載されています

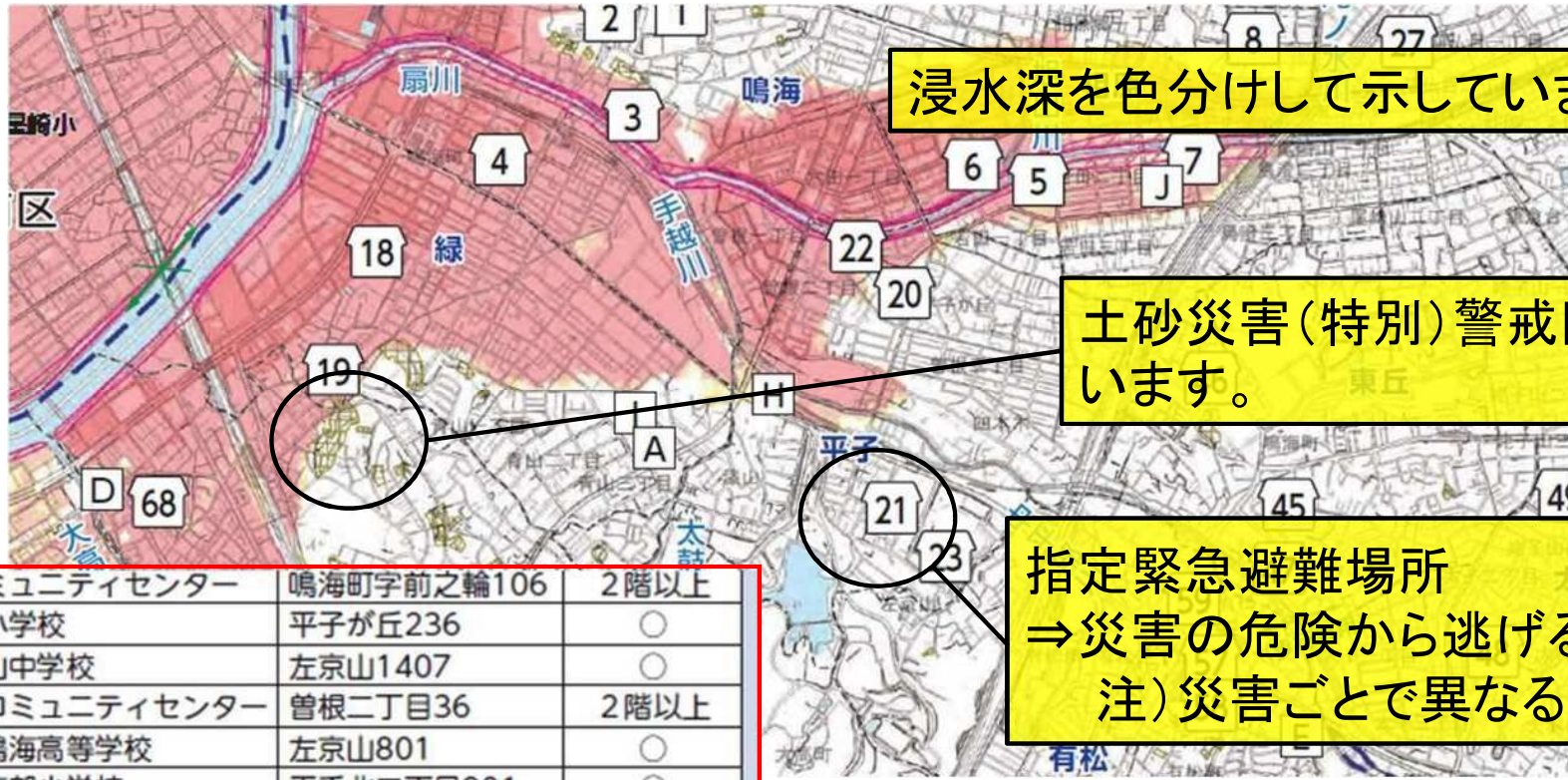


ハザードマップ



# Ⅱ. ハザードを把握するには

## ハザードマップの見方



浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

指定緊急避難場所  
⇒災害の危険から逃げるための場所  
注)災害ごとで異なる

19	緑コミュニティセンター	鳴海町字前之輪106	2階以上
20	平子小学校	平子が丘236	○
21	左京山中学校	左京山1407	○
22	平子コミュニティセンター	曾根二丁目36	2階以上
23	県立鳴海高等学校	左京山801	○
24	鳴海東部小学校	平手北二丁目901	○

## Ⅲ.避難確保計画、訓練実施報告書 作成・提出方法

「名古屋市避難確保計画作成支援システム」にて作成・提出

提出対象となる施設へは、ID、PASSを記載した通知文を郵送でお送りしております。

※ ID,PASSが不明な場合は下記までお問い合わせください。  
担当部署：名古屋市防災危機管理局防災企画課  
電話番号：052-972-3523

名古屋市 避難確保計画作成支援システム

検索



更新日時	計画書名称	作成年月	ステータス	提出日	結果通知日
データがありません					

## Ⅲ.避難確保計画、訓練実施報告書 作成・提出方法

### ●避難確保計画の記載事項について

⇒計画の概要

⇒防災体制

⇒情報収集・伝達の方法

⇒避難誘導の方法

⇒設備・備蓄

⇒防災教育及び訓練の計画 など

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】	・
	・ 早期注意情報（警報級の可能性）	・
	【避難情報（市町村）】	・
	・ 警戒レベル3 高齢者等避難	・
	・ 警戒レベル4 避難指示	・
	・ 警戒レベル5 緊急安全確保	・
	【避難所の開設状況（市町村）】	・
	・ 指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況	・
	・ 道路の通行止の情報	・

### ●訓練の実施について

⇒避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施し、報告

## IV. 避難情報を把握するには

### 避難情報の種類と避難のタイミング

#### 【警戒レベル3】 高齢者等避難

<とるべき行動> 避難に時間を要する施設利用者の避難を開始する段階



#### 【警戒レベル4】 避難指示

- ・ 災害が発生するおそれが高い状況
  - ・ 対象地区内に居住する住民は全員避難行動をとる
- <とるべき行動> 従業員や管理者の避難を開始する段階



#### 【警戒レベル5】 緊急安全確保

- ・ すでに災害が発生している状況
- <とるべき行動> 命を守る最善の行動をとる段階

## IV. 避難情報を把握するには

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



# IV. 避難情報を把握するには

2024年3月 リニューアル!

## 名古屋市 防災アプリ

ぜひ  
ダウンロード!

安心がついて  
くるカモ!

防災啓発キャラクター  
クルカモ  
(親ガモ)



アスカモ  
(子ガモ)



アプリのダウンロードはこちらから!



iOSの方

Androidの方

特徴① 知りたい場所の災害リスク、  
避難場所がすぐ分かる!



特徴② マイ・タイムラインが  
作成できる!



災害リスクや避難場所、時  
系列での災害時の行動をま  
とめた「マイ・タイムライ  
ン(自分の避難計画)」を  
作成!



特徴③ 緊急の防災情報が  
プッシュ通知で届く!



特徴④ クイズ・動画で  
楽しく防災を学べる!



ご清聴ありがとうございました。

令和7年3月

関係各位

名古屋市健康福祉局長

## 福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間 5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

福祉避難所の概要につきましては回答フォーム内参考資料をご参照ください。

回答フォームはこちら



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

（参考）福祉避難所指定等か所数  
228 か所（令和6年3月31日現在）

指定等対象となる事業所種別（名古屋市内にある福祉施設・事業所が対象）

**高齢者施設・介護サービス事業所**

1	通所介護	12	特別養護老人ホーム
2	地域密着型通所介護	13	地域密着型特別養護老人ホーム
3	予防専門型通所サービス	14	介護老人保健施設
4	ミニデイ型通所サービス	15	介護医療院
5	運動型通所サービス	16	特定施設入所者生活介護
6	通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入所者生活介護
7	認知症対応型通所介護	18	養護老人ホーム
8	小規模多機能型居宅介護	19	軽費老人ホーム
9	看護小規模多機能型居宅介護	20	ケアハウス
10	短期入所生活介護	21	住宅型有料老人ホーム
11	短期入所療養介護	22	サービス付き高齢者向け住宅

**障害者（児）施設・障害福祉サービス（障害児通所支援）事業所**

23	生活介護	32	児童発達支援
24	自立訓練（機能訓練）	33	放課後等デイサービス
25	自立訓練（生活訓練）	34	共同生活援助
26	就労移行支援（一般型）	35	短期入所
27	就労継続支援（A型）	36	宿泊型自立訓練
28	就労継続支援（B型）	37	施設入所支援
29	療養介護	38	福祉型障害児入所施設
30	地域活動支援事業	39	医療型障害児入所施設
31	医療型児童発達支援		

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課

Tel 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料 2 参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

＜指定福祉避難所・協定福祉避難所共通＞

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること
- ② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること
- ③ 避難者用スペース（1人当 2㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること

＜指定福祉避難所＞

- ④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ⑤ 耐火構造の建築物であること

＜協定福祉避難所＞

- ④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料 3 参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

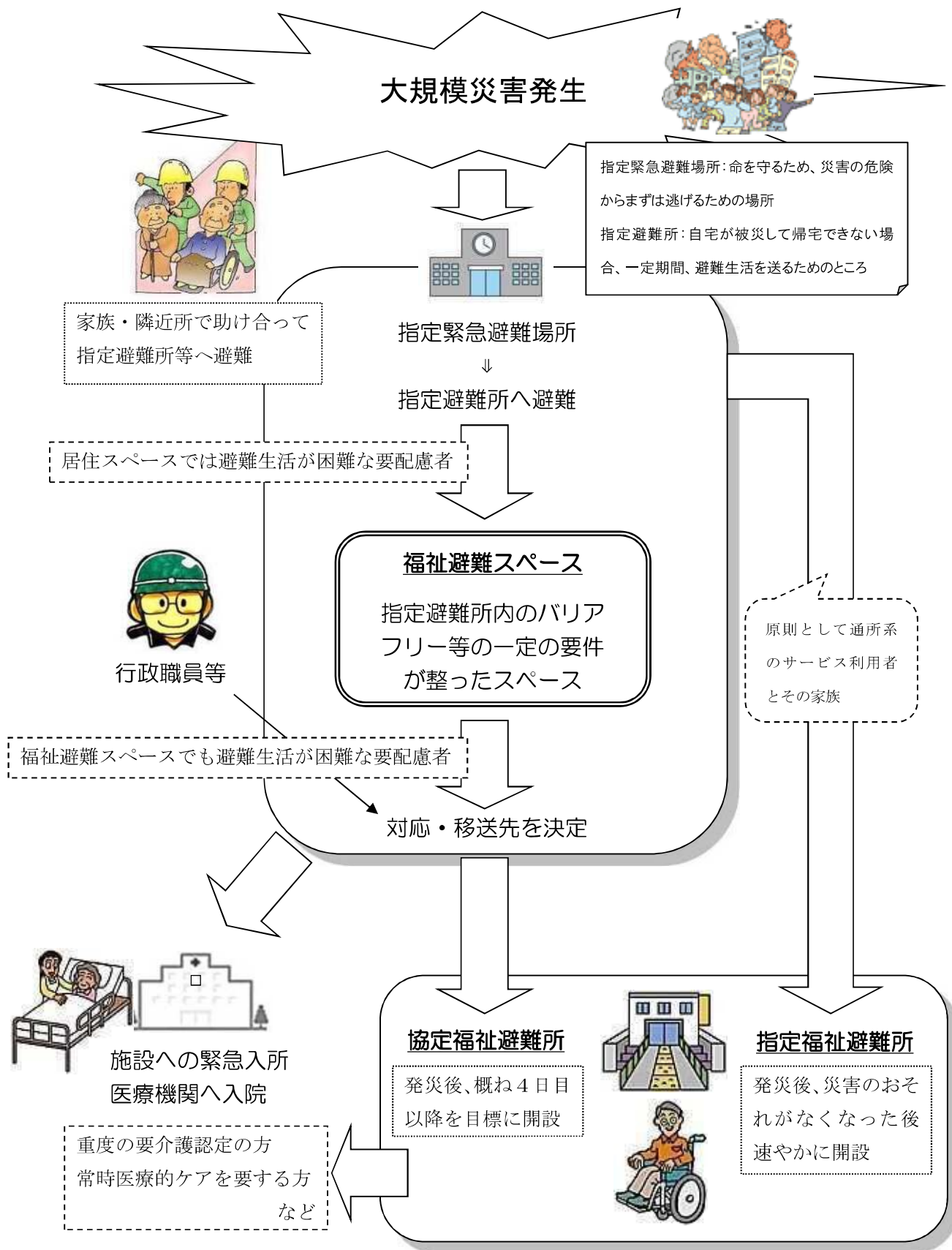
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】  
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

## 福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タイミ ング	発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避 難 方 法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物 資 の 備 蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和 4 年度より開始)	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公 表 ・ 公 示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

# 要配慮者の避難支援のイメージ



## 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の 「災害時情報共有システム」への登録に関するお願い

令和3年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の被害状況等の把握・共有を目的として活用されております。そのため、被害状況を踏まえた支援を実施するためにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要であることから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事業所情報をご回答頂きますようご協力をお願いいたします。

### 1 回答対象事業所

名古屋市内にある全ての障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援事業所等

※ すでに災害時情報共有システムの登録について回答いただいている事業所を除く。

### 2 回答方法

- ① ウェルネットなごやから「災害時情報共有システム登録様式」をダウンロードし入手
- ② 「災害時情報共有システム登録様式」に必要事項を記入
- ③ 「災害時情報共有システム登録様式」を以下のアドレスまでお送りください。  
提出先メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp  
※ 複数の事業所を運営されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただいてもかまいません。  
※ 提出の際のファイル名は「【法人名】災害時情報共有システム登録様式」としてください。

### 3 システムへの登録について

様式により回答いただいた情報をもとに、名古屋市で一括して災害時情報共有システムへの登録を行います。

各事業所から直接システムへの登録は行えませんのでご了承ください。

また、登録まで時間を要する場合がございますのでご了承ください。

(障害者支援課推進係 TEL972-2558)

